

資料1

(H30.9.11)

規制改革推進会議
第43回投資等WG資料

地方公共団体の保有するパーソナルデータ に関する作業工程等について



総務省

平成30年9月11日

総務省地域力創造グループ
地域情報政策室

II 分野別実施事項

6. 投資等分野

(9) 官民データ活用と電子政府化の徹底

地方自治体の保有するデータの活用

地方自治体が保有するパーソナルデータについて、同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するための工程（立法措置か条例整備かの整理等を含む。）を明確化する。その工程に基づき、その活用事例の整理を行うとともに、現行の地方における活用ルールの実効性を検証し、その結果を踏まえ、立法措置（作成組織の整備を含む。）の在り方について、具体的な論点を整理し、結論を得る。それとともに、事業採算性等の実効性を検証し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

【実施時期】

工程の明確化は平成30年度上期措置。平成30年度に立法措置の在り方について検討・結論。
平成31年度措置

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会 概要

(1) 趣旨

「地方公共団体が保有するパーソナルデータの効果的な活用のための仕組みの在り方に関する検討会」(平成30年4月20日報告書公表)において、地方公共団体の非識別加工情報の活用をより効率的に行う観点から、データを活用する民間事業者が簡便に地方公共団体のデータにアクセスできる環境の整備及びこれに伴う地方公共団体の負担軽減について作成組織等の検討を進める必要があるとされたことや、「規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)」の内容等を踏まえ、地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方について検討するために開催する。

(2) スケジュール

- ・ 第1回 8月21日 (検討会の立ち上げ)
- ・ 平成30年度内 作成組織に関する立法措置の在り方について(中間整理)
- ・ 平成31年度において、作成組織の実効性の検証結果を踏まえた具体的な措置の在り方について(最終とりまとめ)

(3) 構成員

犬塚 克	横浜市市民局市民情報室市民情報課長
○宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所執行役員 法務部長
岡村 久道	弁護士、京都大学大学院医学研究科講師
佐光 正夫	徳島県政策創造部統計データ課長
佐藤 一郎	国立情報学研究所副所長 教授
松岡 萬里野	一般財団法人日本消費者協会理事長
村上 文洋	株式会社三菱総合研究所社会ICTイノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員
矢島 征幸	茨城県五霞町町民税務課主幹

○:座長 敬称略、五十音順

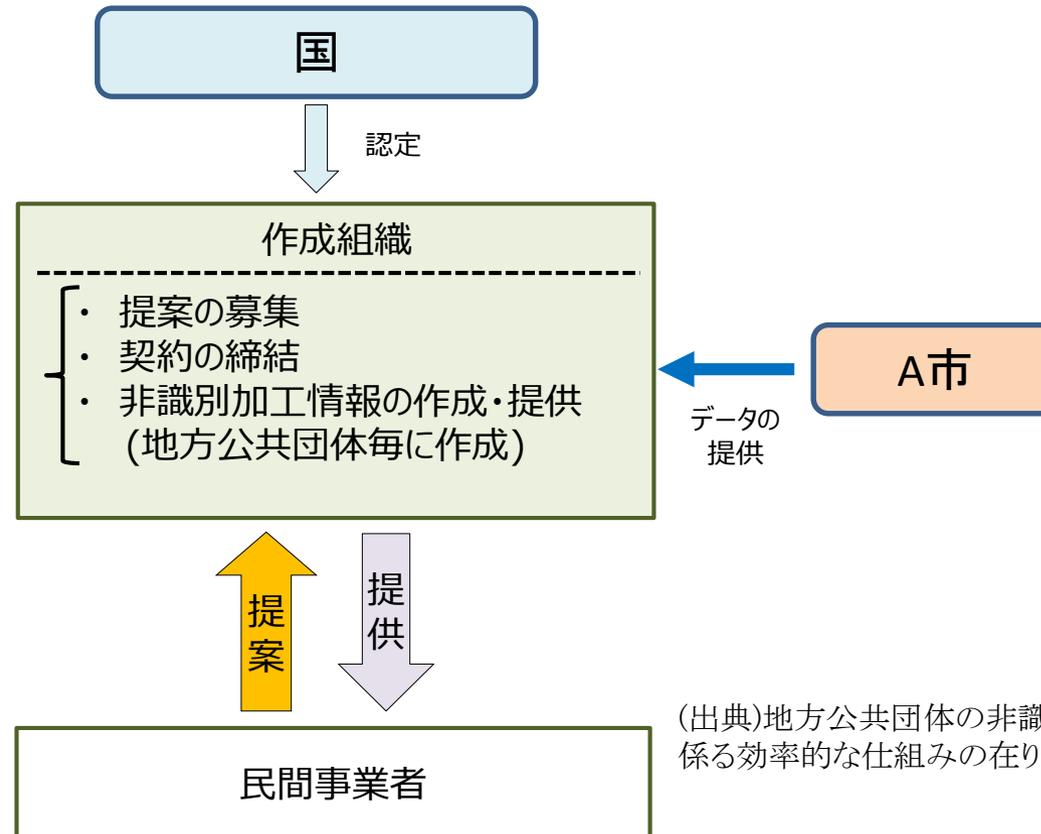
(出典) 「地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会」第1回配布資料5

地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な 仕組みに係る主な検討項目(案)

- I 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの
制度の検討の背景及び検討内容
 - 1 基本的な考え方
 - (1) 制度検討の背景
 - (2) 現状と課題
 - (3) 検討の方向性
 - 2 基本的な枠組み
 - (1) 地方公共団体とは別の組織による利用者ニーズを踏まえた効率的な加工
 - (2) 実効性ある制度運用の確保
- II 地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの
制度に係る主な検討項目
 - 1 作成組織における加工基準
 - 2 加工対象となる個人情報の範囲等についての整理
 - 3 地方公共団体からの個人情報の円滑な提供
 - 4 必要となるセキュリティ基準等
 - 5 作成組織の認定等、国の関与の在り方
 - 6 個人情報に係るデータ形式
 - 7 作成組織における非識別加工情報の提供と各団体の条例における
非識別加工情報の関係

「作成組織」のイメージ

- ①非識別加工情報の作成を地方公共団体とは別の組織の事務とし、地方公共団体が保有している個人情報の提供を受けて非識別加工情報を作成する組織について、一定の基準に基づき国が認定。
- ②作成組織において、民間事業者からの提案を募集。
- ③提案に対応するために必要となる個人情報について、地方公共団体に対して情報提供を要請。
- ④地方公共団体は、要請に基づき、個人情報の目的外提供の可否を判断のうえ、提供。
- ⑤作成組織において、提供を受けた個人情報に係る非識別加工情報を作成し、提供。



(出典)地方公共団体の非識別加工情報の作成・提供に係る効率的な仕組みの在り方に関する検討会配布資料 抄

地方公共団体の保有するパーソナルデータに関する作業工程

- 地方公共団体の保有するパーソナルデータを同じルールで円滑に利活用することが可能な環境を迅速に実現するために、作成組織に係る立法措置の在り方について、下記の工程に従って検討を進める。その際、非識別加工情報の仕組みを導入するための条例改正は不要となるよう検討を進める。
- なお、作成組織の検討を進める過程においても地域のデータ利活用を積極的に推進するといった観点から自主的に条例を整備する場合には、必要な情報提供等を行う。

